

令和5年4月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和5年4月10日 午後3時00分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和5年4月10日 午後3時20分

3 委員氏名

(1) 出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋田 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	渋田 佳規
安武 昇	高原 尚広	吉住 勝実	仁部 誠二
薄 隆太	宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜

(2) 欠席者 (なし)

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太郎
係	長井 啓子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条 (委員会)

議案第2号 農地法第5条

議案第3号 基盤強化法第19条 (農用地利用集積計画の公告) (利用権)

報告第1号 農地法第4条届出

報告第2号 農地法施行規則第29条の規定による転用許可不要届出

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出

午後3時00分開会

○事務局長 () 君) それでは、令和5年4月定例農業委員会を開会させていただきます前に、出席委員の確認をいたします。

本日、全員御出席でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、■■会長、よろしくお願いたします。

○議長（■■■■■■君） 現地調査、どうもお疲れでございました。

4月に入りまして、ただいま見られましたとおり、異動もあったようでございますし、我々お世話になる事務局も今度交代になりますので、皆さん方もよろしくお願いをいたします。

それでは、早速、令和5年第4回農業委員会定例総会を始めたいと思います。

.....
○議長（■■■■■■君） 始めます前に、議事録署名人を村山令子委員と元満委員、よろしくお願いたします。

.....
○議長（■■■■■■君） それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、4の1、事務局説明をお願いいたします。

○係長（■■■■■■君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号4の1について説明いたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により、父親である譲渡人から贈与を受け、農地として使用していく内容となっております。

譲受人の年齢は45歳で、古賀市内において農業をされている方です。両親が高齢のため、御本人が主となって農作業を行われるということで、農業従事年数は約5年と伺っております。農業経営状況といたしましては、主に水稻の生産を行われておられます。所有する農機具としては、トラクター、トラック等を所有されておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の2ページ目をお願いいたします。

今回の申請は、やまびこ幼稚園の東側に位置する丸囲み内の斜線部、1筆となっております。

今後の申請地における営農計画といたしましては、自然薯の生産を行っていききたいとのことです。

本件につきましては、地元農業委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（■■■■■■君） 説明は終わりました。御質問、御意見ございましたら、お願いたしま

す。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

続きまして、番号4の2、事務局説明をお願いします。

○係長（ 君） こちらは、御説明に入らせていただく前に、 委員が関係者となられますので、御退席のほど、お願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係長（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号4の2について説明いたします。

本件は、令和5年度第2回の総会において、あっせんの申出があった農地として報告をいたしておりました件で、3月22日にあっせん協議会が開催されまして、売買の協議が整ったことから、今回、3条の申請が行われたものです。

譲受人は現在年齢71歳で、古賀市内において御夫婦で農業をされている方です。農業従事年数は約50年と伺っております。農業経営状況といたしましては、主に水稻の生産を行われておられます。所有する農機具といたしましては、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有されておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の3ページを御覧ください。

今回の申請地は、太郎丸交差点の南東側に位置しております丸囲み内の斜線部、3筆となっております。

今後の申請地における営農計画といたしましては、水稻の生産を行っていききたいとのことです。本件につきましては、地元の農業委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。御質問ありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決に移ります。

賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） ありがとうございます。全員賛成です。

〔 委員 着席〕

.....

○議長（ 君） それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号4の1の説明を事務局、お願いします。

○係長（ 君） 議案書の4ページをお願いいたします。

農地法5条の許可申請、申請番号4の1について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により、売買により農地を取得し、資材置場に転用する内容となっております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

申請地は、青柳公民館の南西に位置しております丸囲み内の斜線部、1筆となっております。

農地区分の説明をいたします。

本申請地は、周囲を他地目で分断されているため、第2種農地と判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。

6ページに現況図、7ページに計画平面図と断面図を記載しております。

7ページを使って説明させていただきます。

計画では、申請地内に譲受人が事業で使用する材木等の資材置場として使用する計画となっております。

雨水排水につきましては、敷地内で集水したものを申請地東側の水路へ排水いたします。

汚水雑排水につきましては、発生いたしません。

次に、切土、盛土について説明いたします。

申請地内は、碎石等を敷きならす程度の整地を行いますが、乗入口につきましては、約1.5m程度の切土を行う計画となっております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、令和5年3月22日付で、無条件の水利承諾書の提出がっております。あわせて、区域委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

説明は以上になります。

地元委員さんのほうから補足等がありましたら、よろしく願いいたします。

○委員（ 君） 3月22日に、青柳区開発委員会を行いまして話し合った結果、何の問題もないということで受理いたしました。

どうぞ御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。御質問、御意見ありましたら、お願ひいたします。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決に移ります。
賛成いただきます農業委員の方、挙手をお願いします。
〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。

.....

○議長（ 君） それでは、議案第3号に移ります。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権の設定、4の1から説明をお願ひいたします。

○係（ 君） それでは、議案第3号について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

利用権設定につきまして、市町村は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

新規で5件の申出がっております。

それでは、説明に移らせていただきます。

8ページ。

申請番号4の1、筵内にございます6筆で、合計面積が5,467m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年4月11日から令和10年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号4の2、薬王寺にございます11筆で、合計面積が7,663.63m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年4月11日から令和15年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、10ページ、申請番号4の3、薦野にございます2筆で、合計面積が4,951m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年4月11日から令和5年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号4の4、米多比にございます5筆で、合計面積が4,910m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年4月11日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号4の5、久保にございます5筆で、合計面積が3,670m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和5年4月11日から令和8年6月15日までの貸し借りとなっ

ております。

なお、こちらの案件につきましては、期間借地でございます、水田裏作として、各年、10月16日から翌年の6月15日までの貸し借りとなっております。

なお、新規の申出につきましては、全て区域委員の署名捺印を頂いておりますことから、市にて受理いたしております。

御審議のほど、お願いいたします。

○議長（ 君） 説明は終わりました。番号の4の1から4の5まで含めまして、御質問、御意見ありましたら、お願いいたします。

○委員（ 君） 4の3の令和5年4月11日から令和5年12月31日までの8か月間で2万円ということで、これはどういうふうな貸し借りをしてあるんですか。内容は。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 期間につきましては、こちらにつきましては水稲を作られるということで、恐らくまずは一作作ってみて、それから更新等を検討されるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（ 君） 約50aで2万円ということですよ。

○係（ 君） はい。

○議長（ 君） ようございますか。

○委員（ 君） はい。もう一つは、ゼロ円が今最近多くなったような気がするんですけど、貸し借りで。お金を払って借りるのと払わなくてゼロで借りるのでは、土地の貸し借りの中で問題は何かないんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 基盤強化法において問題はございません。あとは双方の地権者と耕作者の間でのもう取決めになりますので、市のほうでどうということはないところでございます。

以上です。

○委員（ 君） 私ども新原でも区費というのがありまして、地主さんは田んぼでいきますと1反2,000円ぐらい払っていくんですけど、それにプラスの水利費ですか、そういうのもあるんですけど、ゼロ円ということは、貸した方は収入なしで、自分の財布から区費とかそういう経費を出すというふうになるんですけど、そういうことは貸し借りの中には含まれていないということですね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） こちらの案件につきましては、市で区費を地権者が払うか、耕作者が払うかといったようなことまでは、聞いておりません。あくまで使用貸借ということで申請書が出て

おりますので、ゼロ円で記載しております。

○委員（██████████君） できましたら、申請のあった時点で、そういう内容はどういうふうになっているか、ちょっと聞き取りしていただければ。一方的にゼロというのもまた問題ですしね。ただ、今の状況でゼロ円というのは妥当かなという部分もあるんですけど、貸すほうにしてみると、収入なしでそういう経費ばかり払うというのも何か問題があるような気がするんですから、聞き取りだけしていただければと思います。

○係（██████████君） 承知いたしました。

○議長（██████████君） よろしくお願ひします。

○係（██████████君） はい。

○議長（██████████君） ちなみに、4の5は期間借地で、冬場の野菜作りに使われるだろうと思いますけど、私たちのところも期間借地分はゼロです。冬場だけ麦でお借りしていますけど、その分はもうほとんど払っておりません。通年で借りる場合は、もちろんお支払いはしていますけれども。

ほかに御質問、御意見ありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（██████████君） それじゃあ、議案第3号の利用権設定につきまして、賛成いただきます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（██████████君） ありがとうございます。全員賛成です。

○議長（██████████君） 以上で議案審議終わりたいと思います。

午後3時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員